

平成23年12月5日（月）

就労系サービスについて

経営実態調査の調査結果

○ 収支差は新体系で12.2%であり、就労系サービス(就労移行(13.1%)、就労A型(12.4%)、就労B型(14.4%))はそれぞれ平均を上回っている。

		(単位:千円)									
		全 体		新 体 系		就労移行支援		就労継続支援 A型		就労継続支援 B型	
Ⅰ 事業活動収入	(1) 自立支援費等・措置費・運営費収入	82,642	68.9%	65,715	71.5%	29,380	84.2%	28,093	78.8%	35,857	85.5%
	(2) 利用料収入	7,839	6.5%	6,196	6.7%	191	0.5%	425	1.2%	712	1.7%
	(3) 補助事業等収入	8,112	6.8%	7,329	8.0%	2,592	7.4%	1,226	3.4%	3,276	7.8%
	(4) 国庫補助金等特別積立金取崩額	2,369	2.0%	1,819	2.0%	581	1.7%	1,134	3.2%	628	1.5%
	(5) その他	21,012	17.5%	12,377	13.5%	2,629	7.5%	5,776	16.2%	2,029	4.8%
Ⅱ 事業活動支出	(1) 給与費	75,132	62.6%	56,298	61.3%	22,550	64.6%	22,746	63.8%	26,241	62.6%
	(2) 減価償却費	6,137	5.1%	4,623	5.0%	1,517	4.3%	2,221	6.2%	1,980	4.7%
	(3) 委託費	4,975	4.1%	3,554	3.9%	904	2.6%	1,354	3.8%	1,156	2.8%
	(4) その他	23,190	19.3%	16,925	18.4%	5,678	16.3%	5,742	16.1%	6,920	16.5%
Ⅲ 事業活動外収入	(1) 借入金利息補助金収入	99	0.1%	80	0.1%	20	0.1%	47	0.1%	25	0.1%
	(2) 本部からの繰入金収入	286	0.2%	181	0.2%	74	0.2%	74	0.2%	44	0.1%
Ⅳ 事業活動外支出	(1) 借入金利息	250	0.2%	200	0.2%	51	0.1%	143	0.4%	82	0.2%
	(2) 本部への繰入金支出	1,092	0.9%	868	0.9%	181	0.5%	138	0.4%	165	0.4%
収入①=Ⅰ(1)+Ⅰ(2)+Ⅰ(3)+Ⅰ(5)+Ⅲ		119,990	100.0%	91,878	100.0%	34,887	100.0%	35,641	100.0%	41,942	100.0%
支出②=Ⅱ-Ⅰ(4)+Ⅳ		108,407	90.3%	80,650	87.8%	30,300	86.9%	31,210	87.6%	35,917	85.6%
収支差③=①-②		11,583	9.7%	11,229	12.2%	4,588	13.1%	4,431	12.4%	6,025	14.4%
客体数		4,336		2,893		128		112		361	

障害者自立支援法における就労支援事業

	就労移行支援事業	就労継続支援A型事業	就労継続支援B型事業
事業概要	<p>就労を希望する65歳未満の障害者で通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。</p> <p>(利用期間:2年)</p> <p>※ 市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。</p> <p>(利用期間:制限なし)</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。</p> <p>(利用期間:制限なし)</p>
対象者	<p>① 企業等への就労を希望する者</p> <p>② 技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する者</p>	<p>① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった者</p> <p>② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった者</p> <p>③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者等</p>	<p>① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者</p> <p>② 就労移行支援事業を利用(暫定支給決定における利用を含む)した結果、本事業の利用が適当と判断された者</p> <p>③ ①、②に該当しない者で、50歳に達している者、又は障害基礎年金1級受給者等</p>

※各事業の事業所数: 就労移行支援 2,099事業所
利用者数: 就労移行支援 22,033人

就労継続支援A型 854事業所
就労継続支援A型 15,701人

就労継続支援B型 5,778事業所
就労継続支援B型 123,626人
(国保連合会データ(平成23年7月サービス提供分))

※各事業の報酬単価: 就労移行支援 759単位

就労継続支援A型 481単位

就労継続支援B型 481単位
(いずれも利用定員21人以上40人以下の場合)

加算の算定状況

就労移行支援事業

加算の名称	全体に占める事業所数の割合
利用者負担上限額管理加算	0.4%
初期加算	31.5%
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	0.8%
食事提供体制加算	56.9%
精神障害者退院支援施設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ) 0.0% ロ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ) 0.0%
就労移行支援体制加算	イ(1) 定着率が5分以上1割5分未満の場合 13.3% イ(2) 定着率が1割5分以上2割5分未満の場合 8.1% イ(3) 定着率が2割5分以上3割5分未満の場合 5.1% イ(4) 定着率が3割5分以上4割5分未満の場合 3.0% イ(5) 定着率が4割5分以上の場合 4.5%
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満 1.4% ロ 1時間以上
福祉専門職員配置等加算	福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 33.3% 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 42.3%
欠席時対応加算	60.3%
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) 0.2% ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) 0.6%
就労支援関係研修修了加算	31.0%
施設外就労加算	17.0%

就労継続支援事業A型

加算の名称	全体に占める事業所数の割合
利用者負担上限額管理加算	1.8%
初期加算	37.8%
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	0.4%
食事提供体制加算	42.9%
就労移行支援体制加算	3.5%
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満 2.3% ロ 1時間以上
重度者支援体制加算	(1) 定員20人以下 3.0% (2) 定員21人以上40人以下 2.1% (3) 定員41人以上60人以下 0.5% (4) 定員61人以上80人以下 0.0% (5) 定員81人以上 0.0%
福祉専門職員配置等加算	福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 15.1% 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 41.6%
欠席時対応加算	55.3%
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) 0.2% ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) 0.8%
施設外就労加算	19.7%

就労継続支援事業B型

加算部分	全体に占める事業所数の割合
利用者負担上限額管理加算	2.1%
初期加算	28.1%
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	0.9%
食事提供体制加算	47.8%
就労移行支援体制加算	3.3%
目標工賃達成加算	イ 目標工賃達成加算(Ⅰ) 7.6% ロ 目標工賃達成加算(Ⅱ) 14.4%
目標工賃達成指導員配置加算	(1) 定員20人以下 21.1% (2) 定員21人以上40人以下 12.4% (3) 定員41人以上60人以下 1.5% (4) 定員61人以上80人以下 0.4% (5) 定員81人以上 0.1%
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満 3.4% ロ 1時間以上
重度者支援体制加算	(1) 定員20人以下 10.8% (2) 定員21人以上40人以下 8.0% (3) 定員41人以上60人以下 1.7% (4) 定員61人以上80人以下 0.5% (5) 定員81人以上 0.1%
福祉専門職員配置等加算	福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 29.2% 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 38.3%
欠席時対応加算	64.3%
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) 0.2% ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) 0.4%
施設外就労加算	14.9%

(出典)国保連データ(平成23年7月サービス提供分)

就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ

障害者総数 **約744万人** 中、18歳～64歳の方、**約365万人**

(内訳: 身134万人、知34万人、精197万人)

地域
生活

障害福祉サービス(就労系)

- ・就労移行支援 約 2.1万人
- ・就労継続支援A型、福祉工場 約 1.5万人
- ・就労継続支援B型、旧法授産施設 約16.0万人

下記以外: 国保連データ(23年4月サービス提供分)
社会福祉施設等調査(21年10月1日現在): 福祉工場、小規模通所授産施設、精神障害者授産施設

小規模作業所 **約2.0万人** (平成22年4月1日時点)

地域活動支援センター

〔就労系障害福祉サービスから一般就労への移行〕

1,288人/ H15 1.0

2,460人/ H18 1.9倍

3,293人/ H21 2.6倍

就職

企業等

就職者数

448,000人

(平成20年度)

ハローワークからの紹介就職件数

52,931人

(平成22年度)

969人/年

10,520人/年

3,792人/年

特別支援学校

卒業生 16,073人/年 (平成22年3月)

就職

就労系の障害福祉事業所から一般就労への移行率の推移

就劳移行支援

就労移行支援

【利用者像】

○ 一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる者(65歳未満の者)

- ① 企業等への就労を希望する者
- ② 技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する者

(具体的な利用者のイメージ)

- ・ 特別支援学校を卒業したが、就労に必要な体力や準備が不足しているため、これらを身につけたい
- ・ 就労していたが、体力や職場の適性などの理由で離職した。再度、訓練を受けて、適性に合った職場で働きたい
- ・ 施設を退所し、就労したいが、必要な体力や職業能力等が不足しているため、これらを身につけたい

【サービス内容等】

○ 一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就職後の職場定着支援を実施

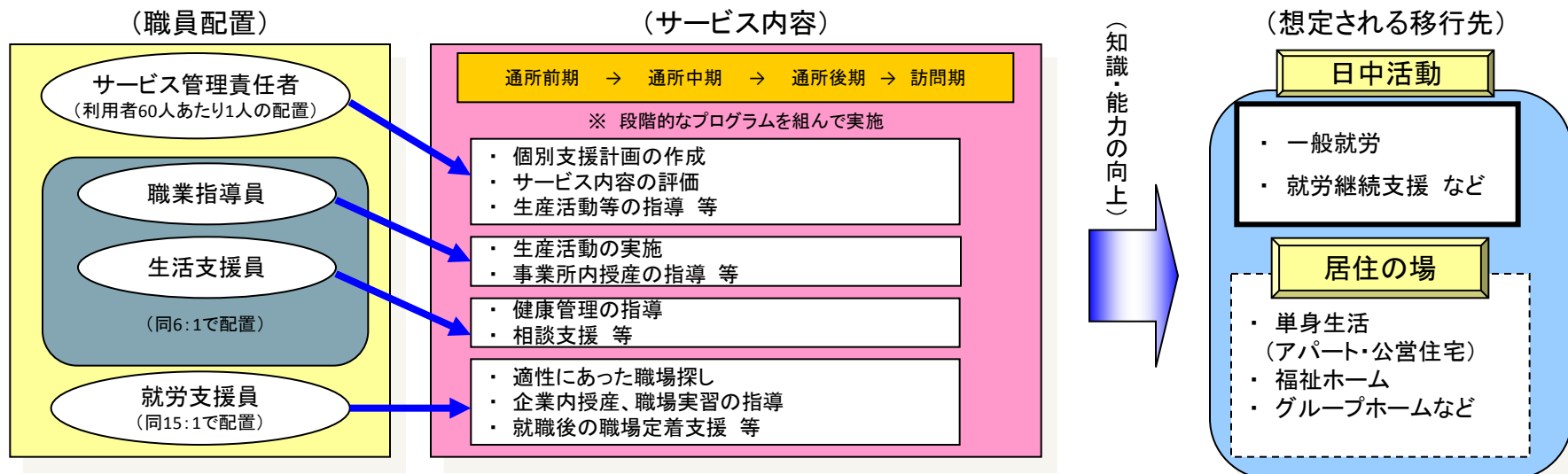
○ 利用者毎に、標準期間(24か月)内で利用期間を設定

○ 一般就労へ移行後、継続して6か月以上の職場定着者が定員の一定割合以上の場合、実績に応じた評価(※)(就労移行支援体制加算)

※ 就労定着者が5%以上15%未満:21単位、15%以上25%未満:48単位、25%以上35%未満:82単位、35%以上45%未満:126単位、45%以上189単位

○ 就労支援関係の研修修了者を就労支援員として配置した場合、報酬上評価(就労支援関係研修修了加算)

○ 通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画に基づき、事業所以外での就労を行う事業所に対する評価(施設外就労加算)



※ 通所によるサービスを提供、通所が困難な者に対し施設入所を付加。

【報酬単価】 759単位(利用定員21人以上40人以下)※1単位10円

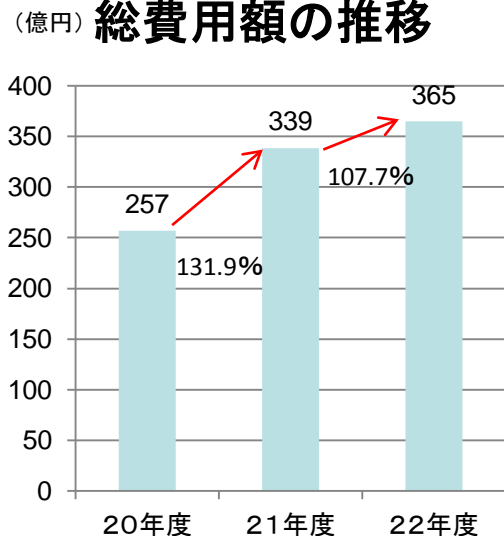
就労移行支援について

1 就労移行支援の現状

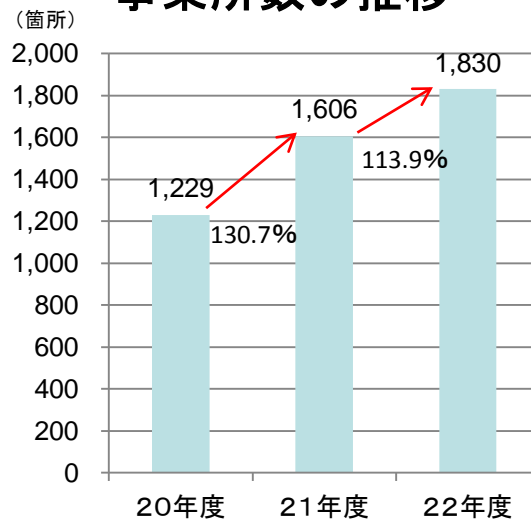
【就労移行支援の利用状況】

- 就労移行支援の費用額(平成22年度)は約365億円であり、総費用額の約3.2%を占めている。
- 総費用額、事業所数、利用者数のいずれについても増加している。

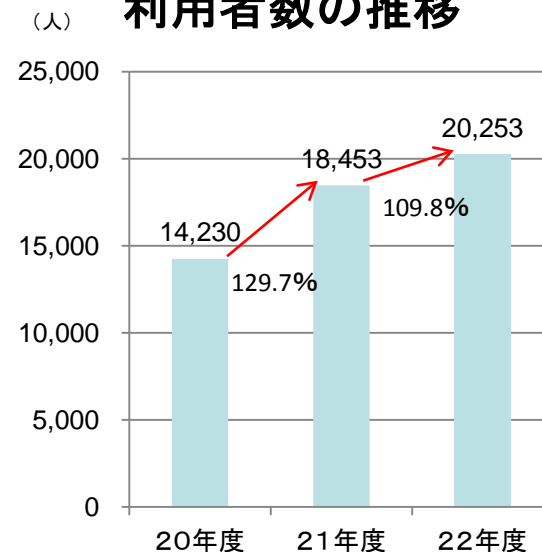
就労移行支援の 総費用額の推移



就労移行支援の 事業所数の推移



就労移行支援の 利用者数の推移



就労移行支援（報酬上の見直し（21年度報酬改定））

- 基本報酬の一部について、就労移行支援の加算の充実に振り替える。

〈改定前〉

〈改定後〉

サービス費（I） 769単位／日（定員40人以下） → 759単位／日（定員21～40人の場合）

- 就労移行支援体制加算について、一般就労への移行・定着の実績をきめ細かく報酬上の評価に反映するものへと見直す。

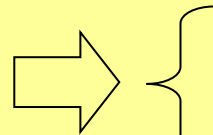
就労移行支援体制加算

〈改定前〉

【就労定着実績】

〈改定後〉

20%以上 26単位／日



5%以上15%未満

21単位／日

25%未満

48単位／日

35%未満

82単位／日

45%未満

126単位／日

45%以上

189単位／日

- 一般就労への移行支援の質の向上を図る観点から、そのノウハウを習得する研修の修了者等を就労支援員として配置する事業所のサービスについて評価を行う。

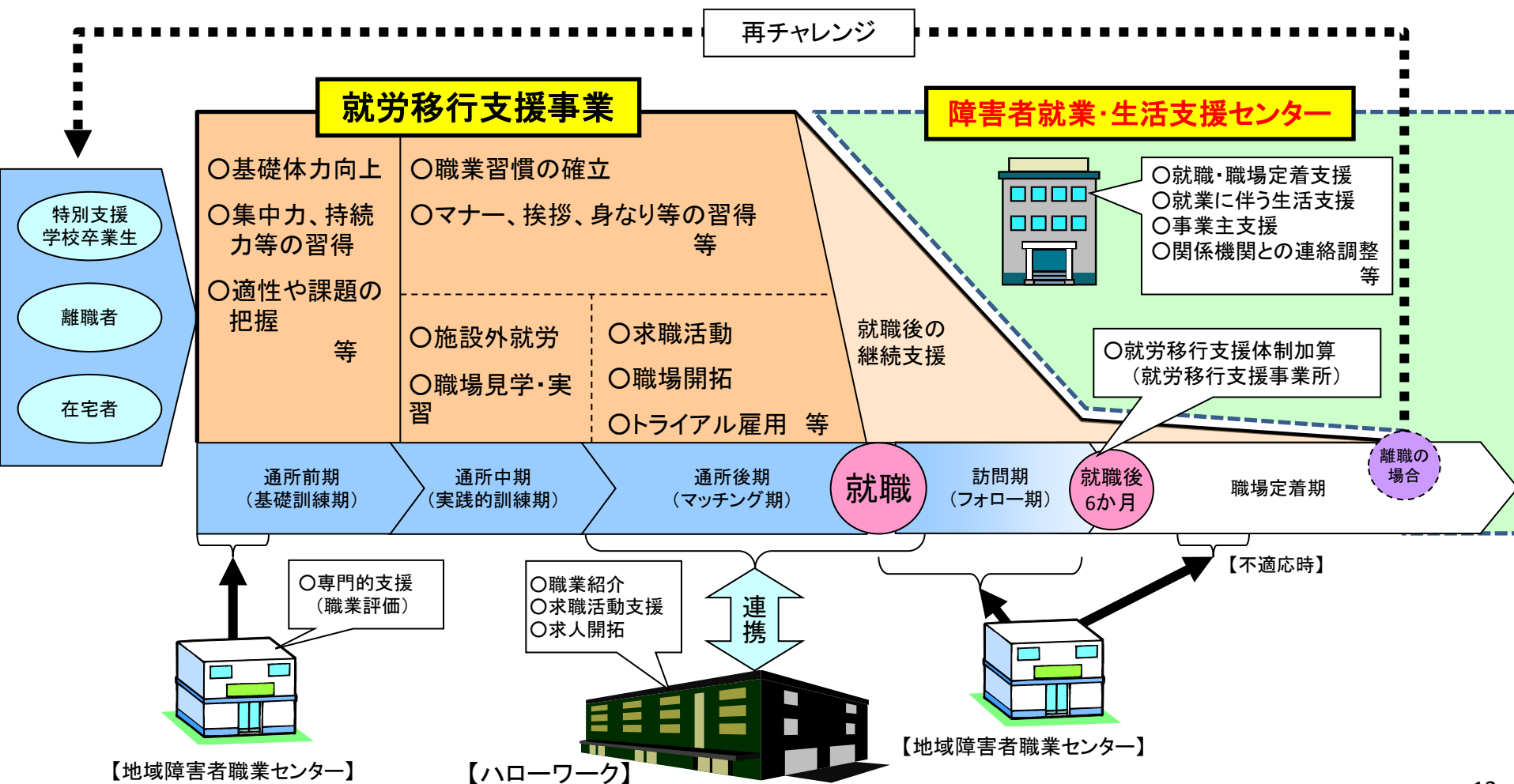
就労支援関係研修修了加算 11単位／日

- 一般就労の現場での訓練が利用者の就労移行に有効であることにかんがみ、施設外の一般の事業所等で行われる訓練について評価を行う。

施設外就労加算 100単位／日（定員の7割の利用者まで算定可能）

就労移行支援と労働施策の連携

就労移行支援事業による訓練を経て就職後、事業所と障害者就業・生活支援センター等が連携し、就職後の職場定着支援を中心に支援を展開



就労継続支援A型

就労継続支援A型

【利用者像】

○ 就労機会の提供を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な者(利用開始時65歳未満の者)

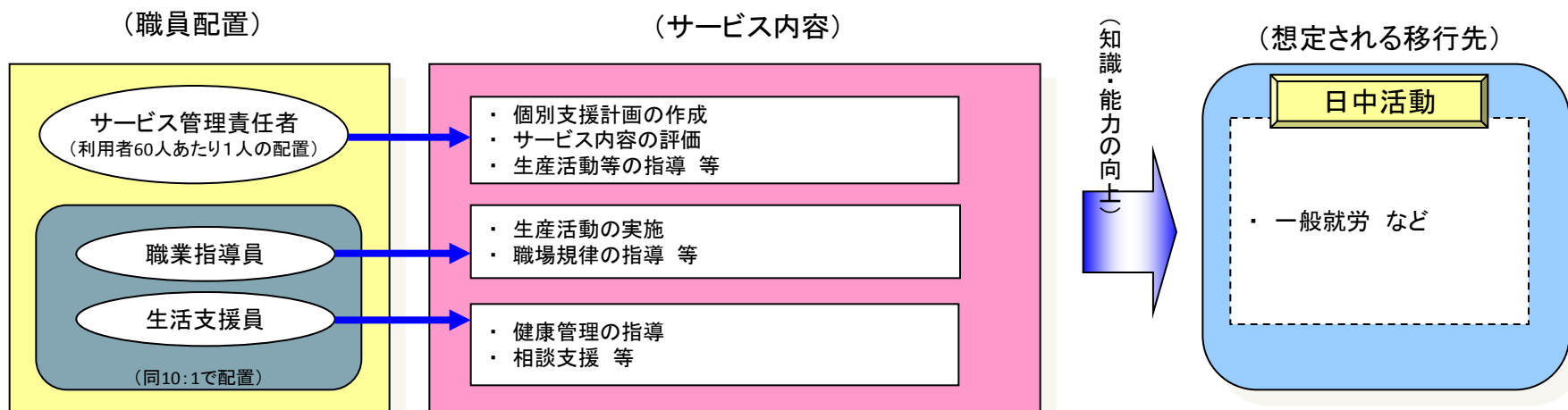
- ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者

(具体的な利用者のイメージ)

- ・ 特別支援学校を卒業して就労を希望するが、一般就労するには必要な体力や職業能力が不足している
- ・ 一般就労していたが、体力や能力などの理由で離職した。再度、就労の機会を通して、能力等を高めたい
- ・ 施設を退所して就労を希望するが、一般就労するには必要な体力や職業能力が不足している

【サービス内容等】

- 通所により、原則雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について支援
- 利用定員の半数かつ9人未満の範囲で雇用契約によらない者の利用が可能
- 雇用契約に基づく者の就労は、労働基準法、最低賃金法等労働関係法規に基づく就労を提供
- 一定の割合で障害者以外の者の雇用が可能(報酬の対象外)...20人以下利用定員の5割、30人以下同4割、31人以上同3割
- 利用定員10人から事業の実施が可能
- 障害者雇用納付金制度に基づく報奨金等の受給が可能
- 手厚い職員配置を実施している事業所(7.5:1以上)に対し、報酬上評価
- 重度障害者(障害基礎年金1級受給者)を一定以上利用させている事業所に対し、報酬上評価
- 通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画に基づき、事業所以外での就労を行う事業所に対する評価(施設外就労加算)



【報酬単価】 481単位(利用定員21人以上40人以下)※1単位10円

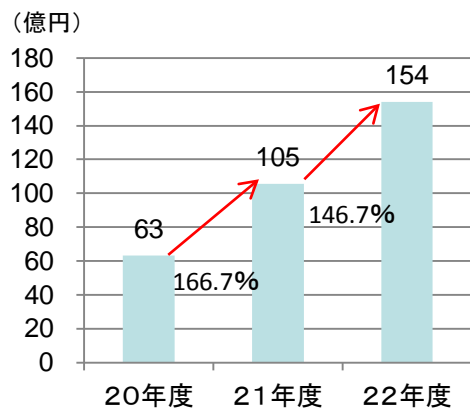
就労継続支援A型について

1 就労継続支援A型の現状

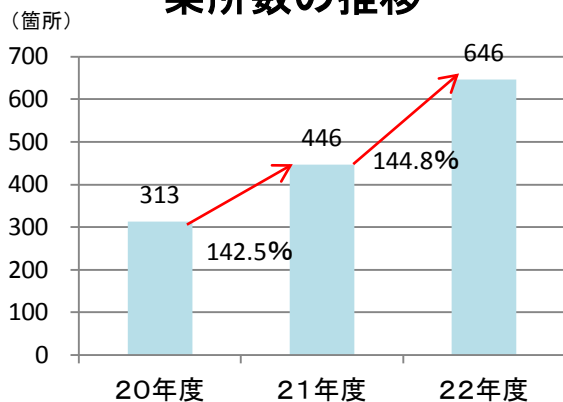
【就労継続支援A型の利用状況】

- 就労継続支援A型の費用額(平成22年度)は約154億円であり、総費用額の約1.4%を占めている。
- 総費用額、事業所数、利用者数のいずれについても増加している。

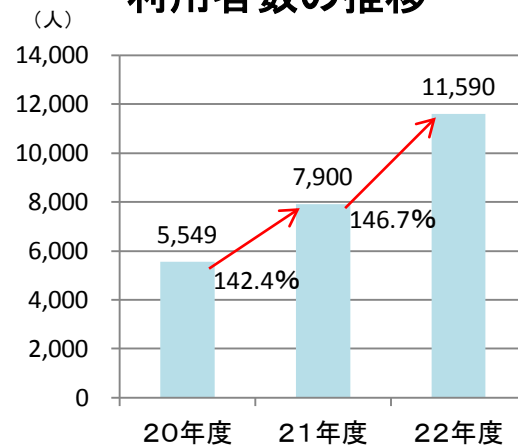
就労継続支援A型の 総費用額の推移



就労継続支援A型の事 業所数の推移



就労継続支援A型の 利用者数の推移



就労継続支援A型(報酬上の見直し(21年度報酬改定))

- 基本報酬において、手厚い就労支援体制(7.5:1)をとる事業所により提供されるサービスについて評価を行う。

〈改定前〉

サービス費(Ⅰ) 481単位/日(定員40人以下)
サービス費(Ⅱ)



〈改定後〉

職員配置
7.5:1以上

527単位/日(定員21~40人の場合)
481単位/日(定員21~40人の場合)

- 重度者の利用促進を図る観点から、就労継続支援B型と同様に、重度者の利用に着目した評価を行う。

重度者支援体制加算

50単位/日(定員21~40人の場合)

- 一般就労の現場での就労の機会の提供が、利用者の工賃向上に有効であることにかんがみ、施設外の一般の事業所等で行われる就労の機会の提供について、報酬上の評価を行う。

施設外就労加算

100単位/日(定員の7割の利用者まで算定可能)

就労継続支援B型

就労継続支援B型

【利用者像】

○ 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者

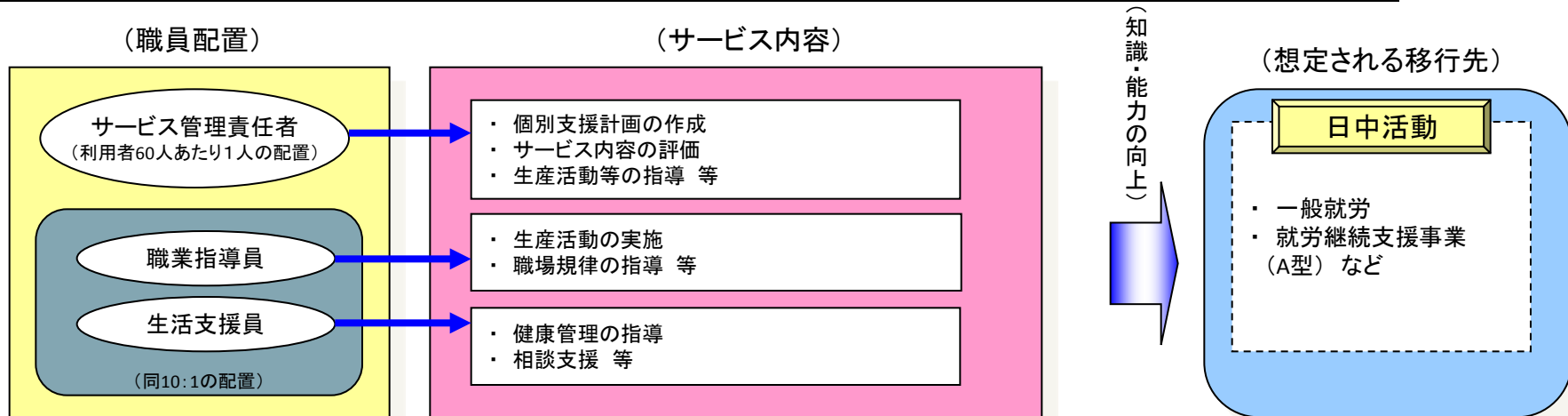
- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 就労移行支援事業を利用(暫定支給決定における利用を含む)した結果、本事業の利用が適当と判断された者
- ③ ①、②に該当しない者であって、50歳に達している者、又は障害基礎年金1級受給者
- ④ ①、②、③に該当しない者であって、地域に一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しいことや、就労移行支援事業者が少なく、一般就労へ移行することが困難と市町村が判断した地域における本事業の利用希望者(平成23年度末までの経過措置)

(具体的な利用者のイメージ)

- ・ 就労移行支援事業を利用したが、必要な体力や職業能力の不足等により、就労に結びつかなかった
- ・ 一般就労していて、年齢や体力などの理由で離職したが、生産活動を続けたい
- ・ 施設を退所するが、50歳に達しており就労は困難

【サービス内容等】

- 事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に向けた支援を実施
- 工賃の支払い目標水準を設定するとともに、達成した賃金額が地域の最低賃金の1/3以上の場合には報酬上評価
- 目標工賃、工賃実績は都道府県が事業者情報として幅広く公表
- 手厚い職員配置を実施している事業所(7.5:1以上)に対し、報酬上評価
- 重度障害者(障害基礎年金1級受給者)を一定以上利用させている事業所に対し、報酬上評価
- 通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画に基づき、事業所以外での就労を行う事業所に対する評価(施設外就労加算)
- 目標工賃を達成するための指導員を手厚い職員配置(7.5:1以上)に加え、配置した場合の報酬上の評価(目標工賃達成指導員配置加算)



【報酬単価】 481単位(利用定員21人以上40人以下)※1単位10円

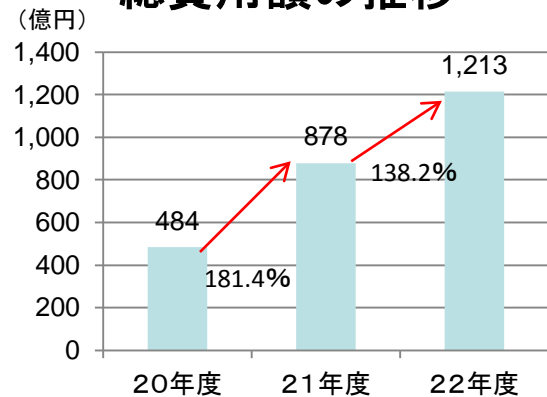
就労継続支援B型について

1 就労継続支援B型の現状

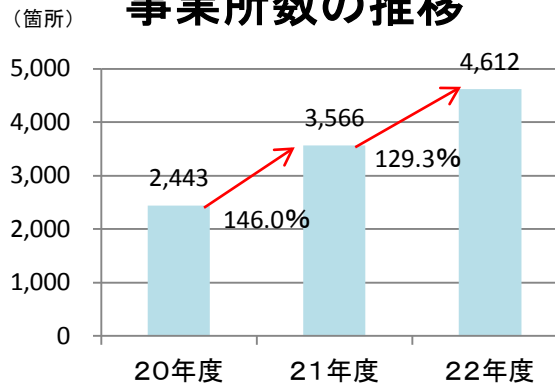
【就労継続支援B型の利用状況】

- 就労継続支援B型の費用額(平成22年度)は約1,213億円であり、総費用額の約10.7%を占めている。
- 総費用額、事業所数、利用者数のいずれについても増加している。

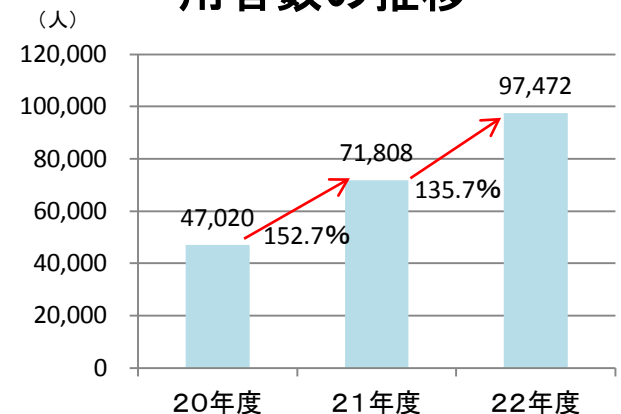
就労継続支援B型の 総費用額の推移



就労継続支援B型の 事業所数の推移



就労継続支援B型の利 用者数の推移



就労継続支援B型(報酬上の見直し(21年度報酬改定))

- 基本報酬において、手厚い就労支援体制(7.5:1)をとる事業所により提供されるサービスについて評価を行う。また、これに伴い、障害基礎年金1級受給者(重度者)の利用に着目した評価について、基本報酬から加算に振り替える。

	〈改定前〉		〈改定後〉
サービス費(Ⅰ)	527単位/日(定員40人以下)	⇒ 職員配置 7.5:1以上	527単位/日(定員21~40人の場合)
サービス費(Ⅱ)	481単位/日(定員40人以下)		481単位/日(定員21~40人の場合)

1級年金受給者が100分の50以上
↓
(加算へ)

重度者支援体制加算 50単位/日(定員21~40人の場合)

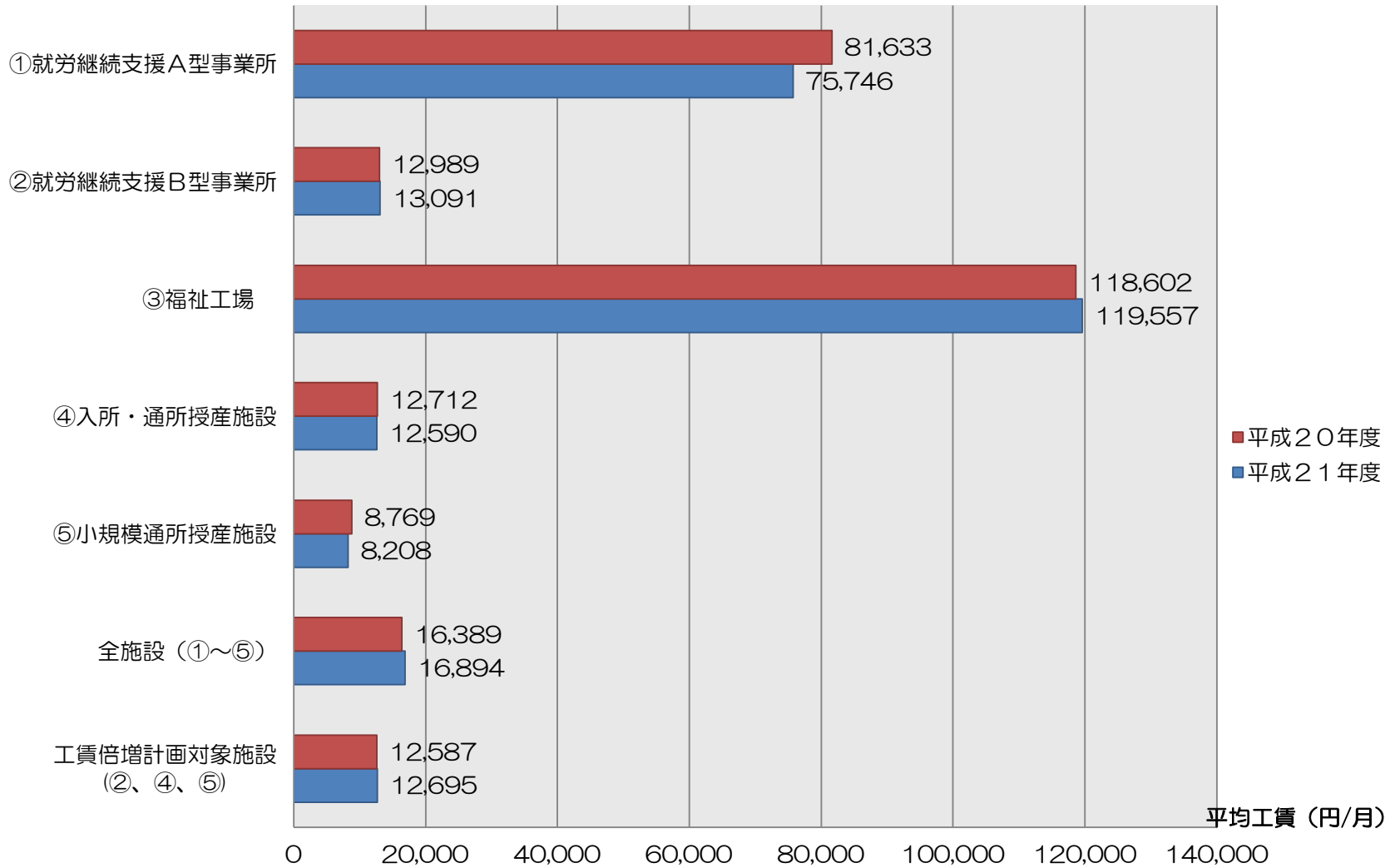
- 一般就労の現場での就労の機会の提供が、利用者の工賃向上に有効であることにかんがみ、施設外の一般の事業所等で行われる就労の機会の提供について、報酬上の評価を行う。

施設外就労加算 100単位/日(定員の7割の利用者まで算定可能)

- 基準を超えて指導員を配置することにより、手厚い人員体制(6:1)をもって目標工賃の達成に向けた取組を行う事業所によるサービスについて評価を行う。

目標工賃達成指導員配置加算 72単位/日(定員21~40人の場合)

平成20・21年度平均工賃（施設種別）



注) 図中の棒グラフは上が平成20年度分、下が平成21年度分

